

平成10年5月1日

使用事業所 殿

科学技術庁原子力安全局放射線安全課長  


### 使用予定のない放射性同位元素について

先般、長期間使用していない放射性同位元素装備機器の線源部分が脱落・所在不明となる事故が発生し、放射性同位元素の管理について一層の管理の徹底が求められております。

また、密封された放射性同位元素においては、長期間保管した場合、線源容器等の材質の劣化により密封状態が破れ、保管場所等を汚染する可能性も指摘されております。

つきましては、これらの状況に鑑み、事業所で使用予定のない放射性同位元素等を保管している場合には、速やかに廃棄業者にこれらの引き取りを依頼する等下記の事項に留意し適切な措置を講じることにより、事業所における放射性同位元素の管理の徹底を図られますようよろしくお願ひ申しあげます。

#### 記

- (1) 長期間使用していない放射性同位元素で現在事實上使用できないもの、又は今後の使用予定のないものについては廃棄業者に引き取りを依頼する等適切な措置を講じること。
- (2) 科学技術庁に届出等を行っていない又は届出等の事実が確認できない線源等を発見した場合には直ちに許可申請・届出等を行うこと。
- (3) 使用予定が明確でない放射性同位元素は購入・保管しないこと。
- (4) 内容が不明の線源容器及び外観上腐食等の異常が認められる線源容器が発見された場合は、被ばく防止措置及び汚染の拡大防止措置を講じた上で内容の確認を行うか、または廃棄業者等に内容の確認等を依頼すること。